



問 災害は忘れた頃にやってくる。平常時の施策推進と効果および被害を最小限に食い止めるための課題はどうか。災害発生時の勤務時間外における配備体制について、また、訓練などの実施状況はどうかお聞きする。

答 総務部次長
平常時の施策推進については、迅速な警戒



前川 勉 議員

災害対策について

体制や確実な情報収集などの課題対策も含め、万全を期してまいります。また、災害種別に応じた職員の配備体制に基づき、引き続き各種訓練を実施します。

問 学社連携の推進について

学校・家庭・地域社会が連携しての子育てが必要な今日、市の学社連携の事業の実態、今日までの事業評価、課題、次の施策展開、推進体制などについて尋ねる。

答 教育次長
地域社会の関係者すべてに、教育に関して当事者意識をもっていただく体制づくりを進

各小中学校において、県から提供される調査結果分析システムを活用して、結果の検証作業を進めるとともに、市独自の分析も進め、関係教職員を対象とした研修会を開いて学力向上の取り組みの充実に努めます。

問 全国学力テストについて

滋賀県の全国学力テスト結果は、小学校総合43位、中学校総合27位であったが、テスト結果の活用をどのように考え、進めていくのかお尋ねする。

答 主席教育次長
学力向上の取り組みの充実に

めていく必要があると考えています。学校のニーズを十分に聞き取りながら、学社連携の取り組みがより一層充実するよう努めてまいります。

米粉の活用により高島市の農業振興を



秋永 安次 議員

問 米の消費拡大の1つとして近年注目を集めているのが米粉である。水田転作にかかる支援策として、米粉の新規作付けには10a当たり8万円の助成が受けられ生産者にとっても有効な転作物となっている。また、当市では株式会社リンケージファーム高島が市の指定管理者として地元産米を使った米粉の販売に着手されているところである。米の生産調整が進む中、また水田の有効活用が求められる中、今般のリンケージファーム高島の取組は誠に時機を得たものであると考える。農業者の方々が夢と希望をもって頑張っていただけのように、これら事業の今後の見通しを伺う。

答 産業循環政策部長
生産体制の構築に努めます

食糧自給力・自給率の向上を図るため、米粉や飼料用米の需要に応じた生産拡大を支援することを目的に、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年事業として「水田等有効



活用交付金」が、また追加経済対策として「緊急整備事業」が平成21年度の単年度事業としてそれぞれ国において創設されたところである。この2つの事業により、国からの助成金が10a当たり最大で8万円を受けられることが可能ですので、この助成金を有効に活用した生産体制を来年度に向けて構築したいと考えています。

企業誘致について



廣本 昌久 議員

問 高島市は、雇用の場が少なく、人口も年々減少し高齢化比率は県内13市の中で、約27%とずば抜けて高い。この現状を打破し、将来の高島市を見据えた施策をとる必要があると考える。そこで

- 企業誘致に対する取り組みは
- 企業誘致に対するインセンティブは
- 県への働きかけは
- 今後の見通しは

積極的に各企業に出向き、高島市を宣伝、また企業の考え等を把握する地道な活動をお願いしたい。県内他市町では首長を中心に真剣な努力をされている。高島市も市長中心に、なお一層の努力を



答 産業循環政策部長
地域活性化の基本として積極的に推進します

雇用が少ないことにより、京阪神等へ若者を始め多くの市民が働きに出なければならぬことが大きな地域課題と考えており、企

滋賀県経済振興特区における評価について



大日 翼 議員

平成18年に滋賀県経済振興特区制度の認定を受けた高島市の「びわ湖・里山観光特区」の期間は、残すところ1年半となった。

この制度は、企業の経済活動の振興に対する支援措置を主眼に、当市のエコツーリズムの推進を柱に、観光振興の計画に対し認定されたもので、県内では他に4地域を認定。年1回評価委員会は事業の検証と評価なされる。まず当市の評価と行動を伺う。

答 産業循環政策部長
高い評価をいただきました

問 認定事業者数と補助金額はどうか。
答 20年度末で11事業者が認定を受け、うち7社に1千17万円を交付しました。



高島トレイル
こだわり弁当

問 残り1年半を見据え、観光振興のため、今後の施策と展開を伺う。
答 今後は、閑散期の宿泊増を目指し、子ども農山漁村交流プロジェクト制度活用の教育旅行の誘致活動を観光協会・会員事業所等との連携で、一層拡大・重層的に展開します。

その他の質問
◆人と人が支えあう地域づくりについて

ユースの中心組織として、宣伝、受入体制などを総括していただきます。

業誘致等による市民の働く場の確保は、地域活性化の基本として、積極的に推進しなければならぬと認識しています。市では、昨年4月に企業活動振興室を設置するとともに、従来の企業誘致条例に加え企業活動支援条例を制定し、立地後も引き続き支援する制度を設けるなど、立地環境の整備に努めています。また、県の企業誘致推進室と連携して誘致活動を行っており、これまで県からの紹介案件が8件、直接または仲介者の紹介案件が8件あります。新たな立地事例は2件あり、現在、2つの企業と立地に向けて協議をしております。